

訪問リハビリテーション なごみの里 事業運営規定

1. 事業目的及び運営方針

(1) 事業の目的

利用者が要支援、要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復を図る事を目的とする。

(2) 運営方針

- 1.利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するように目標を設定し、訪問リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行ない、利用者が一日でも長く自宅での生活を維持できるようにサービス提供に努める。
- 2.事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3.事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びに、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の概要、従業者の職種、員数及び事業内容（常勤・非常勤の別）

(1) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人新生十全会
代 表 者 名	理事長 赤木 博
所在地・連絡先	(住 所) 京都市伏見区日野西風呂町5番地 (電 話) (075) 572-0634 (FAX) (075) 572-0635

(2) 事業所の概要

事業所名	なごみの里病院 訪問リハビリテーションなごみの里
所在地・連絡先	(住 所) 京都市伏見区日野西風呂町5番地 (電 話) 080-3804-0457
医療機関コード	2610906352
管理者の氏名	北川 一郎

(3) 従業者の職種、員数及び事業内容（常勤・非常勤の別）

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
医師(管理者含む)	2以上	0	2以上	0	0	診療・指示
理学療法士	2以上	1以上	1以上	0	0	リハビリテーション 従業者及び業務の管理
作業療法士	1以上	1以上	0	0	0	リハビリテーション

従業者は、医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションの提供にあたる。

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、12月31日から1月3日までを除く。)
サービス提供時間	9：00～17：00
営業時間	8：30～17：30

4. 指定訪問リハビリテーションの提供方法、内容及び利用料その他費用の額

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の本人負担分の支払を受けるものとする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となる。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者には直接介護保険給付が行われない場合がある。その場合、利用者様は1か月毎に料金表の利用料金全額をお支払頂くこととなる。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行する。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行する。

(1) 指定訪問リハビリテーションの提供方法

- ① 健康チェック（血圧、体温、呼吸、脈拍などの測定、病気の観察と助言など）
- ② 個別リハビリテーション（関節・筋の運動、動作練習・指導、運動指導など）
- ③ リハビリマネジメント（介護給付）
- ④ 医師の診療（病気の観察と助言、服薬相談、リハビリテーションの留意点）

(2) 費用

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション費（京都市 5等級 1単位：10,55円）

○予防（支援1～2）

区分等	基本単位	利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
理学療法士、作業療法士 による訪問リハビリテ ーション	298単位 (20分毎)	3143円 (20分毎)	315円 (20分毎)	629円 (20分毎)	944円 (20分毎)

○介護（要介護1～5）

区分等	基本単位	利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
理学療法士、作業療法士 による訪問リハビリテ ーション	308 単位 (20 分毎)	3249 円 (20 分毎)	325 円 (20 分毎)	650 円 (20 分毎)	975 円 (20 分毎)

※1 回 20 分以上のサービス、週 6 回が限度。

■ サービスの実施による加算（要件を満たす場合に、以下の料金が加算されます。）

○予防（要支援1～2）・介護（要介護1～5）

種類	基本単位	利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
短期集中リハビリテ ーション実施加算	200 単位	2110 円 (1 日)	211 円 (1 日)	422 円 (1 日)	633 円 (1 日)
認知症短期集中リハビ リテーション実施加算	240 単位	2532 円 (1 日)	254 円 (1 日)	507 円 (1 日)	760 円 (1 日)
サービス提供体制強化 加算Ⅰ	6 単位 (20 分毎)	63 円 (20 分毎)	7 円 (20 分毎)	13 円 (20 分毎)	19 円 (20 分毎)
サービス提供体制強化 加算Ⅱ	3 単位 (20 分毎)	31 円 (20 分毎)	4 円 (20 分毎)	7 円 (20 分毎)	10 円 (20 分毎)
リハビリテーションマ ネジメント加算イ (要介護者のみ)	180 単位 (月 1 回)	1899 円 (月 1 回)	190 円 (月 1 回)	380 円 (月 1 回)	570 円 (月 1 回)
リハビリテーションマ ネジメント加算ロ (要介護者のみ)	213 単位 (月 1 回)	2247 円 (月 1 回)	225 円 (月 1 回)	450 円 (月 1 回)	675 円 (月 1 回)
リハビリ事業所の医師 が利用者・家族へ説明 し、同意を得た場合	270 単位 (月 1 回)	2848 円 (月 1 回)	285 円 (月 1 回)	570 円 (月 1 回)	855 円 (月 1 回)
退院時共同指導加算	600 単位	6330 円 (1 回)	633 円 (1 回)	1266 円 (1 回)	1899 円 (1 回)

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域

京都市伏見区（日野、春日野、石田、醍醐、北醍醐、醍醐西、池田、池田東、小栗栖、小栗栖宮山）

京都市山科区（勧修寺）

宇治市（木幡、御座山、炭山）

6. サービス利用にあたっての留意点

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所に知らせて頂く。

7. 相談・苦情対応・事故処理、緊急時等における対応方法

（苦情処理における対応）

1. 窓口の体制	・ 管理者 北川 一郎 ・ 窓口への来訪 ・ 電話、ファックス、郵送など
2. 対応方法	・ サービスの意見・質疑・相談等は、内容をよく聞き、利用者の満足に対応する。 ・ サービスを提供する従業員個人の資質に係わるものについては、事業所管理者が当該従業員を指導する。 ・ 意見・相談等の内容がその場で解決できる事については、他の職員が親切丁寧な対応を行う。 ・ 意見・相談の内容が管理者等でなければ対応できないものである時は、受け付けた職員から管理者等に連絡し必要に応じた対応を行い、利用者の満足に対応する。
3. 対応手順	（1）苦情処理録（意見・相談・質疑等の記録）を置き、受付順に記載する。 （2）意見等についての事実確認を行う。 （3）意見等の対応方法を記載し、管理者に決裁を受ける。 （4）処遇、処理については、関係者と調整連絡を行う。 （5）意見対応の改善について、利用者に確認を行う。 （6）意見対応は、できるだけ短期間に行う。 （7）意見対応の結果等を苦情処理に記載し、再発防止に役立てる。

（緊急時等における対応方法）

従業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時における対応方法）

利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、京都市その他市町村等に連絡するものとする。

利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（悪天候時の対応）

台風、雪等による天候不良時には利用者と相談の上、利用日・利用時間の変更又はサービスの提供を中止す

る場合がある。

なお、天候不良時とは、警報の発令、その他実際の気象条件に応じ事務所の安全確保が図れないと判断した場合を含むものとする。

(秘密保持)

1. 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保持に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
2. 事業所が取り扱う利用者および家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を予め書面により得るものとする。

(損害賠償)

事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(長期休止の場合の対応)

事業所は、サービス利用を長期休止されている場合に次の対応を行います。

- ① 状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、改めて調整します。
- ② サービスを休止して6カ月以上経過する場合は、この契約は終了するものとします。

8. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9. 衛生管理、感染対策

- ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- ② 事業所の設備及備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
- ④ 3カ月に1度、感染対策委員会を開き、感染予防に努める。

10. 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 身体拘束等に関する事項

1 事業所はサービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ない身体拘束等を行う場合は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、様態と期間内においてのみ行う。また、その様態、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、抑制廃止委員会の定める規定に則り行うものとする。

3、事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

12. その他運営に関する重要事項

1. 事業所は、訪問リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、サービス完結の日から5年間保存するものとする。

2. この規定に定める事項の他、運営に関する重要な事項は、医療法人新生十全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

この規定は、令和5年3月8日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月25日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年3月28日から施行する。